

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

1 審査

（１）全般

Q	技術資料を電子入札システムにて提出したが、修正をしたい。
A	提出期間内であれば「媒体提出届」により再提出は可能。「技術資料及び競争参加資格証明資料」の「全て（修正部分のみでない）」を「紙」で厳封の上、提出する。

（２）企業の施工実績

○ 同種工事の施工実績〔企業〕

Q	同種工事の評価対象となる工事かどうかわからない。確認する方法は？
A	発注機関（土木事務所など）で事前に確認できます。 ただし、あくまで不明な部分の問い合わせに応じるものであって、 <u>技術資料の事前審査は行いません</u> 。このため、問い合わせに際しては具体的な工事名などを提示願います。

Q	N E X C O などの発注工事の取り扱いは？
A	入札公告の「別添 2 評価対象となる発注機関」に基づき、「国又は大分県発注工事以外の公共工事」の実績として評価します。

Q	「道路・街路工事」において、「農道・林道工事」は評価するのか？
A	「道路・街路工事」では、「農道・林道工事」を評価しません。 ただし、「トンネル工事」と「橋梁上部新設工事」は、「農道・林道工事」も評価対象としています。 なお、詳細は入札公告「第 6 技術資料等の作成等」欄外に【留意事項】として記載していますので、ご確認ください。

Q	下請けでの施工実績は評価するのか？
A	下請けでの施工実績は評価しません。元請けでの施工実績のみ評価します。

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

Q	共同企業体での施工実績は評価するのか？
A	共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20 % 以上の場合に限ります。

Q	添付資料は何が必要か？
A	原則として、「CORINS データの写し（JACIC の証明印があるものに限る）」とする。ただし、「CORINS データの写し」で技術資料記載事項が確認できない場合は、記載内容が確認できるその他の資料も添付すること。

○ 工事成績評定点〔企業〕

Q	工事成績評定点通知書を紛失したが、どうすればよいか？
A	工事番号など具体的にわかる内容が記載された証明依頼書（様式は任意）を発注機関に提出すれば、工事成績評定点通知書の写しを交付します。

Q	対象となる工事を記載し忘れた場合の評価は？
A	記載された評定点（記載評定点）と記載漏れの対象工事の成績を加味した評定点（実績評定点）とを比較し評価します。 提出予定の工事成績は、発注機関で事前確認できます。 【例 1】「成績が低い工事」の記載もれ等により本来より高い配点区分で提出した場合は、評価点 0 点（虚偽記載）とします。 【例 2】「成績が高い工事」の記載もれ等により本来より低い配点区分で提出した場合は、記載された平均値（低い配点区分のまま）で評価

Q	評価対象外の工事成績評定点とは？
A	評価対象外の工事成績評定点とは下記のような工事で、<u>発注者から評価対象外と通知された工事</u>です。工事の特性から受注者の技術力や工事に対する取組みを評価することが難しい為に評価対象外としています。 公告や特記仕様書に記載されている他、工事成績通知書にもその旨が記載されていますのでご確認ください。 ・公共土木施設災害復旧事業に関する応急工事 ・災害等で緊急的な対応が必要となり、随意契約で契約した工事

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

○ 指名停止措置

Q	2月21日から指名停止となった。今年度いっぱい減点対象となるのか？
A	指名停止措置期間により減点対象期間は異なります。 ①大分県指名停止措置要領別表第1～第4に該当する指名停止措置が対象 ②減点対象期間は、指名停止期間に同等の期間を加えた期間 ※減点対象となる会社と期間は、大分県HPに掲載 https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html 1. 指名停止期間が3箇月の場合  2. 指名停止期間が6箇月の場合 

（3）配置予定技術者の能力

○ 同種工事の施工経験〔技術者〕・工事成績評定点〔配置予定技術者〕

Q	評価対象工事の施工中に主任（監理）技術者、専任特例の適用を受ける主任（監理）技術者又は現場代理人の途中交代があった場合の評価は？
A	①工期が1年未満の場合は、工期の1／2以上 ②工期が1年以上の場合は、6ヶ月以上 上記の期間、主任（監理・特例監理）技術者、専任特例の適用を受ける主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していれば評価します。 なお、橋梁上部新設工事など工場製作の過程を含む工事の場合は、現場施工期間すべてに配置されている場合のみ評価対象とします。（工事製作主体の工事は除く）

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

Q	現場代理人としてのみ従事した工事の評価は？
A	監理技術者となり得る資格を持って経験した工事のみが対象となります。（「現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表」による） なお、評価項目「優良工事担当履歴」は、主任（監理）技術者又は専任特例の適用を受ける主任（監理）技術者としての経験（受賞履歴）のみを対象としています。

Q	特殊工事等で追加配置された主任技術者の評価は？
A	工事の着手から引渡しまでの間、従事していれば評価します。

○ 工事成績評定点〔配置予定技術者〕・主任（監理）技術者の保有する資格・C P Dの取組状況・専門資格の保有

Q	様式には「該当有り」と記載したが、各種証明等の添付資料がない場合の評価は？
A	各種証明等の添付資料が必須なので、「該当なし」で評価します。技術者の競争参加資格となっている場合は「競争参加資格なし」となりますのでご注意ください。 ①保有資格は、資格証明書等の写し ②継続教育（C P D）は、学習履歴証明書 ③専門資格は、資格証明書等の写し ※地すべり防止工事士は免許の写しと実務経験証明書

Q	のり面施工管理技術者の合格発表はあったが、まだ資格者証がない場合の評価は？
A	申請手続きが完了し、資格者証を発行してから効力が発生しますので、のり面施工管理技術者の資格者証で評価とします。なお急ぎの場合は、申請手続きを完了させ、証明書をもらうことで効力が発生しますので、合格証と証明書で評価します。

Q	P C 技士の資格者証の合格発表はあったが、試験に合格した合格通知の添付で総合評価において加点してよいか。
A	P C 工学会に確認したところ、試験に合格した者の有効は翌年の 4 月 1 日以降であり、合格から翌年の 4 月 1 日までの特例措置はないとのことですので、合格通知だけでは評価できず、資格者証で評価します。

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

○ 技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用

Q	建設マスター・登録基幹技能者の職種はどう決定すればよいか？
A	従事予定工種は発注された工事に該当する工種とし、職種は従事予定工種に対して該当する職種とします。また、応札者が工事毎に活用可能である従事予定工種を判断してください。 発注された工事に従事予定工種が無い場合や、従事予定工種に対して該当しない職種を従事させる場合等は評価対象にはなりません。 活用計画に複数職種を記載し、その中に評価対象外の職種が含まれている場合でも 1 工種以上の評価対象職種があれば評価します。その場合、評価対象外の職種に関しては履行の対象とはいたしません。

Q	建設マスター・登録基幹技能者の従事予定期間の決め方は？
A	従事予定工種の現場施工が想定される期間としてください。 活用計画書（技術資料様式 5 - 2）と履行確認書で従事期間が異なっても、不履行になりません。 従事工種によっては当初想定していた従事期間と比べて長くなったり、短くなったりしますが、その期間中、作業に従事していれば履行と認めます。 従事とは作業に携わる事であり、常駐や専任を求めているものではありません。 ただし、現場代理人や専任の主任技術者が登録基幹技能者の場合はこの限りではありません。

Q	建設マスター・登録基幹技能者の現場従事日数に最低従事日数があるか？
A	現場従事日数に最低従事日数は定めていません。 従事する工種や現場条件によって必要となる従事日数が異なってくることや、職長以上の技能者になれば、他の現場における指導などをおこなうこともあり、定めることが難しい為です。

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

（４）地域、社会貢献度

○ 地理的条件（本店等の所在地）

Q	県内・県外業者（橋梁上部新設工事等）が、自社工場を県内・管内に所有している場合の評価は？
A	自社工場を保有していること及び所在地が確認できる資料（登記簿謄本、賃貸借契約書、自社パンフレット、ホームページ等）などの資料の添付があり、確認できれば評価します。 自社工場の定義は、入札公告及び別添 技術資料等作成における注意事項をご確認ください。

○ 防災活動等による貢献（大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の締結）

Q	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定を評価する理由は？
A	防災協定を締結していることを評価している訳ではありません。 県が管理する道路、河川、港湾といった公共施設に対し、地域毎に締結された防災協定に基づき、建設業者が有事に備えて活動できる体制を整えている事、そして実際に活動実績や実態がある事を評価しています。 特に工事箇所を所管する土木事務所との協定は、有事の際の初期対応が地域住民の生活へ与える影響が大きく、貢献度が大きい為、加点点評価をおこなっています。 なお、県内を対象とした国又は市町村との協定は評価対象外です。

Q	「防災協定有り」で記載したが、添付資料がない場合は評価するのか？
A	発注者との間で協定を締結している場合を除き、証明書（技術資料様式 6－2）及び防災協定書の写しの添付が必要です。 このため、証明書及び防災協定書の写しの添付が無い場合は、防災協定が締結されていないものとします。 また、証明された期間に開札予定日が含まれていない場合や証明書と協定書の期間が異なる場合は、証明書が添付されていないものとします。 なお、共同企業体の場合は構成員毎に作成する必要があります。

Q	評価する防災協定はなにか？
A	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定に該当する協定は以下のとおりです。 ●大分県土木建築部と一般社団法人大分県建設業協会との協定に基づいた各土木事務所と各支部との協定 ●大分県農林水産部漁港漁村整備課長と一般社団法人全日本漁港建設協会大分支部長との協定

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

○ 県内企業の活用

Q	一件の請負代金額 5 0 0 万円未満の下請契約で県外企業を活用する場合の評価は？
A	一件の請負代金額 5 0 0 万円以上の全ての下請契約（二次下請以降も含む）が県内企業（建設業法による主たる営業所が県内にいる企業）であれば評価します。 このため、一件の請負代金額 5 0 0 万円未満の下請け契約は、評価に関係ありません。

○ ボランティア活動

Q	ボランティア活動の評価は行わないのか？
A	ボランティア活動の評価は平成 2 5 年度より選択項目となりました。 土木建築部では原則、評価項目には選択しません。 農林水産部等の案件では工事の事業目的等によって評価項目としておりますので、入札公告で個別に確認してください。また、対象とする活動も入札公告で指定します。

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

2 履行関係

（１）全般

○ 技術提案等の不履行措置

Q	評価項目を履行しない場合の扱いは？
A	評価された技術提案等は全て履行義務があり、履行しない場合は工事成績評定点の減点のほか、指名停止、減額変更、損害賠償を行うことがあります。（入札公告「評価内容の担保」部分に記載） 技術提案等とは、施工計画の技術提案だけでなく、配置予定技術者や県内企業の活用等の全ての項目になります。技術提案の不履行の措置等に関しては大分県公共工事入札管理室のＨＰに掲載しています。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html

（２）施工計画

○ 技術提案

Q	施工計画の技術提案が履行できなくなった場合は？
A	現場条件変更等により履行不能となる技術提案が発生した場合は、受発注者が書面によりその旨を報告し、受注者の責によらないものであると発注者が認めた場合は、履行対象としないこととします。 必要に応じて内容を変更施工計画書に反映するようにしてください。 【履行確認手順】 ①着手前：受発注者間で確認の上、「施工計画書」に確認方法等を記載する。 ②施工中：現場条件変更等が生じた場合は、指示・承諾・協議書により履行の取扱いを決定し、必要に応じて「変更施工計画書」を作成する。 ③検査：施工計画書に基づき履行対象となる技術提案等について適切に履行した旨の説明を受け、その事実を確認する。

総合評価方式に関する Q & A（令和 8 年度版 土木建築部）

（３）配置予定技術者の能力

○ 「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用」以外

Q	工事施工途中に主任（監理）技術者を変更したいが問題ないか？
A	真にやむを得ない場合しか途中交代は認めません。 交代が認められた場合、 評価点が同等以上の技術者を配置できない場合は不履行措置対象 となります。ただし、 死亡、傷病又は被災による交代の場合は、措置を行わない。 ※「 監理技術者制度運用マニュアル（国交省） 」参照

○ 技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用

Q	活用計画に記載した建設マスター・登録基幹技能者に変更が生じた。
A	現場着手後に配置計画に記載した者を変更する場合は、同じ職種の建設マスター・登録基幹技能者に限り、変更を認めます。 なお、複数工種、複数名の活用計画に対し、1 名以上の活用実績で履行と認めます。

（４）地域、社会貢献度

○ 県内企業の活用

Q	「県内元請施工又は県内企業から下請負人を選定」として評価を受けていたが、一部の工種を県外企業と下請契約することとなったが問題ないか？
A	当該下請契約が 5 0 0 万円未満の請負代金であれば評価対象外であり問題ありません。 しかし、請負代金額 5 0 0 万円以上の下請契約であれば、技術提案等の不履行となり、指名停止や工事成績評定点の減点を行うことがあります。 「県内企業の活用」で評価を受けている場合は、全ての下請負人の下請契約書で評価対象かどうか確認します。

Q	県内企業と県外企業で建設工事共同企業体を構成した場合、元請けは県内企業として取り扱うのか、県外企業として取り扱うのか？
A	県内企業として取扱います。